

議員提出議案第 1 号

立川市がん条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者	立川市議会議員	浅川	修一
		頭山	太郎
		あべ	みさ
		原	ゆき
		高島	奈美
		江口	元気
		稲橋	ゆみ子
		山本	みちよ
		福島	正美

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

第3条 市議会は、議会活動を通じて市のがん対策が適切に実施されるよう、がん対策に関する施策について監視及び評価を行うものとする。

2 市議会は、がん患者をはじめとする市民の声が反映されるよう、市をはじめ関係機関との連携のもとにがん対策に積極的に取り組むものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、がんの発生に影響を及ぼす生活習慣及び生活環境に関する正しい知識を持ち、がんの予防及び早期発見に努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第5条 保健医療福祉関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防に努めるとともに、相互に連携し、適切ながん医療及び介護等を提供できるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員が定期的ながん検診を受けることができるよう環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、がんに関する理解を深め、従業員又はその家族ががん患者となった場合であっても、当該従業員が勤務を継続しながら治療し、療養し、又は看護することができる環境の整備に努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第7条 教育関係者は、児童及び生徒が健康及び命の大切さを学び、がんに関する正しい知識を持つための教育の推進に努めるものとする。

(がんの予防の推進)

第8条 市は、喫煙、飲酒、食生活、運動、口腔^{くわ}ケアその他の生活習慣及び生活環境が、がんの発生に及ぼす影響並びにがんの原因となるおそれのある感染症等に関する正しい知識の普及啓発その他がんの予防に関する必要な施策を講ずるものとする。

(がんの早期発見の推進)

第9条 市は、がんの早期発見を推進するため、がん検診を受診しやすい環境の整備その他がん検診の受診率を向上させるための施策を講ずるものとする。

2 市は、国の指針に基づく適切ながん検診を実施するものとする。

3 市は、特に子育て世代が、がん検診を受診しやすい環境の整備に努めるものとする。

(緩和ケアの推進)

第10条 市は、保健医療福祉関係者と連携を図り、がん患者に寄り添い、緩和ケアの推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(ライフステージに応じた支援の推進)

第11条 市は、小児期、AYA世代（思春期及び若年の成人の世代をいう。）、高齢期等の各段階におけるがん患者に特有な身体的、精神的、心理的及び社会的な問題に対し、それぞれの段階に応じた支援をするよう努めるものとする。

(がん患者及びその家族への支援)

第12条 市は、がん患者及びその家族の精神的及び経済的な不安を軽減するための情報提供、相談体制及び情報交換の場の確保その他の環境整備に努めるものとする。

(がん患者及びその家族を支える地域づくりの推進)

第13条 市は、国、東京都、保健医療福祉関係者等と連携し、がん罹患しても住み慣れた地域で生活できるよう、がん患者及びその家族を支える地域づくりの推進に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第14条 市は、関係機関と連携し、市民に対するがんの予防、早期発見、治療、緩和ケア、在宅医療、生活上の不安等に係る相談体制の充実に努めるものとする。

(情報の収集及び提供並びに広報)

第15条 市は、市民ががんに関する適切な情報を得られるよう、国、東京都、保健医療福祉関係者等と連携し、情報の収集に努めるものとする。

2 市は、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者、がん患者等関係団体その他関係する機関及び団体と連携を図りつつ、市民に対し、がん医療等及びがん患者等の支援に関する情報の提供に努めるものとする。

3 市は、市民のがん対策に関する理解を深めるとともに関心を高めるため、広報活動その他必要な施策を推進するものとする。

(がんに関する教育等の推進)

第16条 市は、学校、保健医療福祉関係者、がん経験者等との連携を図り、児童及び生徒に対しては、がんについての理解並びにがん及び生活習慣病予防のための教育を、市民に対しては、がんに関する正しい知識の普及啓発を推進するものとする。

(がんの日)

第17条 市は、World cancer dayである2月4日を「立川市がんの日」と

定め、市民のがんに関する知識及び理解を深めるとともに関心を高め、がん対策の一層の推進を図るものとする。

(がん対策に関する計画)

第18条 市は、がん対策に関する計画について、国及び東京都の計画との整合性を図りながら、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく市の健康増進計画において定めるものとする。

(計画及び施策の見直し)

第19条 市は、がん対策に関する計画及び施策の実施状況について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 市は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第21条 市長は、毎年度、がん対策に関する施策の実施状況を市議会に報告するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。